

近時の特許裁判例を一日で振り返る

～レクシアの弁護士及び弁理士が厳選した近時の裁判例から実務への指針を考える～

2014年12月19日(金) 13:30～16:45 中之島インテス 10階会議室

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日々の業務に直結する特許出願における特許性の判断は、特許庁の審査官及び審判官が行いますが、特許庁の判断の妥当性の判断は審決取消訴訟における知財高裁の判断に委ねられるため、知財高裁の判決の傾向に合わせて特許庁の判断も変動することがあります。そのため、特許発明の権利化に向けた日々の業務を進めるにあたっては、知財高裁の判決の傾向を常に分析しておくことが非常に重要になります。また、特許権の有効活用の手法や他社の権利侵害のリスク回避を考える上では、特許権侵害訴訟の判断のトレンドを理解しておくことも重要になります。

レクシアでは、最新の裁判例の情報を所内で共有して日々の業務に活かすように努めており、本セミナーでは、当事務所の法律部門の弁護士、及び特許部門の弁理士が厳選した近時の裁判例について解説するとともに、実務への指針を説明いたします。

皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

謹白

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2014年12月19日(金) / 2014年12月12日(金) 申込締切

【セミナー申込方法】

別紙申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛にFAXにてご返信ください。**弊所の受信に代えて、受付完了といたします。**参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。**但し、定員超過に至ったとき、あるいは弊所事情により、お断りする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。**

【会場案内】

セミナー会場：中之島インテス 10階 101 会議室 (定員 120名)

【アクセス】

- ・京阪中之島線「中之島駅」から徒歩約3分
- ・地下鉄中央線又は千日前線「阿波座駅」から徒歩約10分(下記 URL をご参照下さい)

<http://www.lexia-ip.jp/access.html>

【参加料】 無料(企業の知財関係者対象)

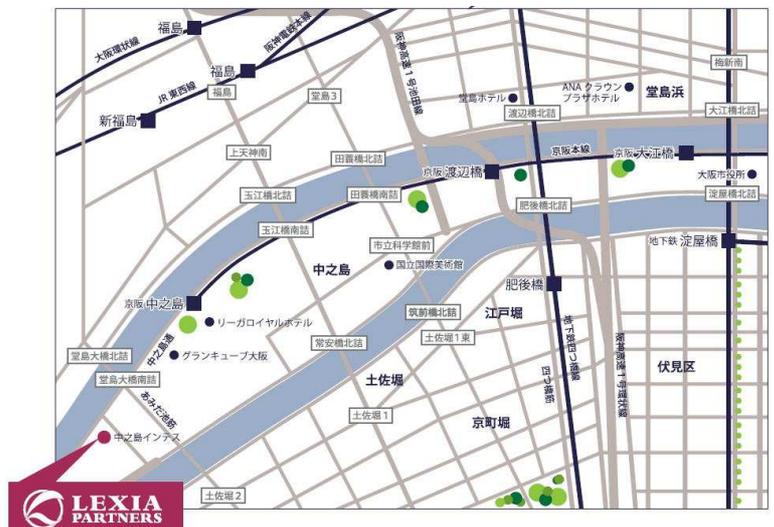
【お問合せ】

レクシア特許法律事務所

TEL : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40

中之島インテス 21階



近時の特許裁判例を一日で振り返る

～レクシアの弁護士及び弁理士が厳選した近時の裁判例から実務への指針を考える～

2014年12月19日(金) 13:30～16:45 中之島インテス 10階会議室

■受付 13:00～ ■ブレイク 15:00～15:15

・進歩性(立花顕治 弁理士)

技術分野の相違について判断した「ソレノイド駆動ポンプの制御回路事件」(知財高判平成26年3月25日 平成25年(行ケ)第10193号)ほか、進歩性を判断した近時の裁判例を複数取り上げ、審査対応実務への指針を説明いたします。

・新規事項と分割要件違反(山下未知子 弁理士)

当初発明の技術課題を解決できないような構成を含む補正が新規事項の追加に該当するかが争われた育苗ポット事件(知財高判平成26年2月24日 平成25年(行ケ)第10201号)と、原明細書において必須の構成とされていた事項を含まない発明の分割の適否が争われたレンズ駆動装置事件(知財高判平成26年2月26日 平成25年(行ケ)第10070号)とをご紹介します。これらの判決から、補正や分割の場面で、当初明細書から抽出可能な(不可能な)発明を探り、出願段階での明細書の記載の仕方についても考察します。

・拡大先願・明確性・サポート要件(田中順也 弁理士)

発明の作用効果を示す文言が記載されている請求項の明確性要件、及び組成に特徴がある発明における数値限定の必要性(サポート要件)が争点になった「安定化された臭化アルカン溶媒事件」(知財高判平成25年9月19日 平成24年(行ケ)10387号)について解説し、特許請求の範囲の作成時の留意点について説明致します。

・数値限定・パラメータ特許の技術的範囲の解釈(水谷馨也 弁理士)

数値限定・パラメータ発明では、明細書において、数値・パラメータの範囲の技術的意義を明確にし、その測定条件が一義的に定まるように記載しておくことが求められます。今回、明細書の記載に不備がある数値限定・パラメータ発明の技術的範囲が限定的に解釈された「曲げ加工性が優れたCu-Ni-Si系銅合金条」事件(知財高判平成26年6月24日 平成24年(ワ)15613号)を解説し、数値限定・パラメータ発明の明細書の作成指針について説明致します。

・FRAND事件(中村小裕 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

平成16年に導入された大合議制度において8番目の判決となった本件(知財高判平成26年5月16日 平成25年(ネ)第10043号)は、FRAND宣言された特許権の日本における権利行使の在り方について、一定の道筋を示しました。また、本件では、技術開発・技術の活用の在り方、企業活動や社会生活等に与える影響が大きいとの理由から、国内外を問わず広く一般から意見を募集するという新しい試みも行われたため、判決の内容とともに当該意見聴取の結果についても概観したいと思います。

・消尽論(中村小裕 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

大阪地判平成26年1月16日 平成24年(ワ)第8071号を取り上げ、インク・カートリッジ事件(最判平成19年11月8日 平成18年(受)第826号)において最高裁が示した考え方が、その後どのように運用されているかを確認いたします。

・損害論(山田威一郎 弁護士・弁理士)

レクシアで担当した炭酸パック事件(知財高判平成25年12月26日 平成25年(ネ)第10016号)を中心に、近時の特許権侵害訴訟の損害論の判断傾向の分析を行います。

(※内容については、変更になる場合がございますので、予め御了承ください)

近時の特許裁判例を一日で振り返る

～レクシアの弁護士及び弁理士が厳選した近時の裁判例から実務への指針を考える～

2014年12月19日（金）13：30～16：45 中之島インテス10階会議室

本頁をファックスにてお送りください

レクシア特許法律事務所 行き

FAX：06-6448-7766

受領確認のご連絡はいたしません。弊所の受信に代えて、受付完了といたします。

＜「近時の特許裁判例を一日で振り返る」参加申込書＞

会社名		紹介者	＜ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい＞
住所	〒		
TEL		FAX	
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]
備考			